

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 561ページ）	改定した解説
<p>別表第八 2(8) 電気こんろおよび電気レンジの解説</p> <p>1. 本項は、・・・(省略)</p> <p>2. イ項(ロ)において、</p> <p>(1) 固定されるもの及び据え置かれるものにあつては、スイッチを「入」から「切」に操作したとき回り止め、光、色、音等により、確実に「切」の状態となることが確認できる構造を有するものであつて、次のイからハまでのうちの1以上を満足するものは、「不用意な操作ができない構造である」ものとみなす。</p> <p style="margin-left: 2em;">a ロック機構を操作しなければ「入」とならないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b スイッチつまみの周辺にガードを設けてあるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">c スイッチつまみ操作部が操作パネル表面より奥まっているもの</p> <p>(2) 固定されるもの及び据え置かれるもの以外のものにあつては、ロータリースイッチであつて、押し回し式又は<u>回り止めストッパー</u>のついたものは、「不用意な操作ができない構造である」ものとみなす。</p> <p>3.～4. (省略)</p>	<p>1. 本項は、・・・(省略)</p> <p>2. イ項(ロ)において、</p> <p>(1) 固定されるもの及び据え置かれるものにあつては、スイッチを「入」から「切」に操作したとき回り止め <u>(ストッパー)</u>、光、色、音等により、確実に「切」の状態となることが確認できる構造を有するものであつて、次の a から c までのうちの1以上を満足するものは、「不用意な操作ができない構造である」ものとみなす。</p> <p style="margin-left: 2em;">a ロック機構を操作しなければ「入」とならないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b スイッチつまみの周辺にガードを設けてあるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">c スイッチつまみ操作部が操作パネル表面より奥まっているもの</p> <p>(2) 固定されるもの及び据え置かれるもの以外のものにあつては、ロータリースイッチであつて、押し回し式又は<u>回り止め (ストッパー)</u> のついたものは、「不用意な操作ができない構造である」ものとみなす。</p> <p>3.～4. (省略)</p>

(当該部解釈)

別表第八 2 (8) 電気こんろおよび電気レンジ^(解説1)

イ 構造

(イ) (省略)

(ロ) スイッチを有するものにあつては、不用意な操作ができない構造^(解説2)であること。ただし、危険が生ずるおそれのないスイッチにあつては、この限りでない。